

山 L P 協第 95 号

平成 26 年 8 月 19 日

会 員 各 位

(一社)山口県 L P ガス協会

会 長 中 野 泰 雄(印略)

平成 25 年度「L P ガス安全安心向上運動」の実施結果（集計）について (お知らせ)

残暑の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

会員各位におかれましては、平成 24 年度からスタートしました「L P ガス安全安心向上運動」の実施目標に向かって、保安意識の高揚と保安体制の充実強化等に邁進されておられますことに心からお礼申し上げます。

【実施目標】

- 1 販売事業者に起因する事故を撲滅すること。
- 2 L P ガス事故死者数をゼロにすること。
- 3 年間の事故発生件数を 2 件以下とすること。

しかしながら、液化石油ガス関係事故の発生状況を見ますと、平成 24 年以降いずれの年も実施目標の達成はかなわず、最終年度となります今年度におきましては、販売事業所の皆様方の危機意識をより一層醸成されまして、実施目標の達成に向けた取組をお願いする次第であります。

つきましては、ご多用中にもかかわらずご協力をいただきました平成 25 年度「L P ガス安全安心向上運動」の実施結果報告書につきましては、別添のとおり集計いたしましたので L P ガス安全安心向上運動の今後の展開の一助としてご参考にされますようお願いいたします。

平成25年度LPGガス安全安心向上運動実施結果報告書のまとめ（販売所用）

平成26年7月22日現在

I 報告書の総括

1 報告書の報告状況

カテゴリー	全販売所数	報告数	報告率(%)
販売所数	352	326	92.6

- ① 平成24年度分の報告書の提出率は、97%であったこと。

2 取るべき視点（対策）を定めて運動を展開されていますか。

カテゴリー	定めた	定めていない
販売所数	318	8

3 取るべき視点（対策）の選定状況

カテゴリー	法令の遵守	モチベーションの向上	危機管理の推進	その他
販売所数	315	286	289	77

- ① その他の具体的な内容については、II、4に記載していること。

II 報告書のまとめ

1 法令の遵守による実施項目

実施項目	保安業務の徹底	期限管理の徹底	保安立入指導事項の根絶	その他
販売所数	94	90	101	70

法令の遵守に関する取組状況について

- ① 台帳・点検用紙の記入漏れがないように再度確認すること。
- ② 業務主任者を中心とした相互チェック体制を構築すること。
- ③ 調整器の交換リストの作成
- ④ 主に法令関係事項を重点とする社内査察を実施し、社内体制等に不備がないかどうかについて確認すること。

- ⑤ 老人宅における法定点検調査を早めに実施すること。
- ⑥ 不在者宅への連絡をきめ細やかに行い、抜けのない点検調査に努めること。
- ⑦ 月1回の点検表と台帳類について、業務主任者と点検実施者とのダブルチェックを行ってコンプライアンスに徹すること。
- ⑧ 定期点検期間を4年から3年半へ前倒しすることにより、点検調査に期限切れのないよう管理すること。
- ⑨ 業務全般の一斉点検を年1回行い、コンプライアンスの徹底を期すこと。
- ⑩ 定期点検調査未実施の顧客に対し、「お知らせ」の書類を頻繁に届けて、点検調査未実施の件数をなくしていくこと。
- ⑪ 点検調査期限の前倒しルールを設定し、点検調査の実施漏れや記録類の記入漏れのないよう管理すること。
- ⑫ 高圧ホースや集合装置の取替を行うこと。
- ⑬ 長期滞留容器の撲滅
- ⑭ 10年以上経過したガス栓の点検と取替促進
- ⑮ 質量販売時の書面交付の徹底

2 モチベーションの向上による実施項目

実施項目	情報の共有化	講習会等への参加	ノウハウの伝承	教育指導者の養成	5Sの推進	その他
販売所数	16	216	0	3	1	66

モチベーションの向上に関する取組状況について

- ① 週1回社内研修会（勉強会）の実施
- ② 全従業員に対し、従業員が希望する講習会等への参加を促すこと。
- ③ 毎月の保安会議において、会社方針の周知状況や業務の計画的な進捗状況等について情報の共有化を行うこと。
- ④ 緊急連絡網の確認と通報訓練の実施
- ⑤ 全国の事故事例を毎月入手して、朝礼や保安教育を利用して情報の共有化を行うこと。
- ⑥ 小さな事例や小さい事例から有意義な情報を選択して、それらの情報の共有化に努めること。
- ⑦ 社内研修としてメーカーの工場見学を行い、従業員の「見て、聞いて、考える」

力の大切さについて養成していること。

- ⑧ 資格取得の年間計画表や講習会の実施計画表を作成し、漏れなく受験・受講できる体制づくりに努めていること。
- ⑨ 検針の受け持ち区域を順次取り替えることによって、担当者双方によるダブルチェックのできる体制づくりとすること。
- ⑩ 夜間の緊急時通報連絡訓練の実施（年1回）
- ⑪ 緊急時マニュアルに基づく訓練の実施
- ⑫ 毎日の朝礼においてその日の業務の徹底とその日における注意喚起を行うこと。

3 危機管理の推進による実施項目

実施項目	危険予知の徹底	緊急時措置訓練の実施	お客様支援の徹底	その他
販売所数	102	39	80	102

危機管理の推進に関する取組状況について

- ① 保安業務ガイド「ヒヤリハット」を教材として、月1回の勉強会を実施すること。
- ② 1回/週、30分間程度、事故事例について勉強会を開催すること。
- ③ 朝礼や昼休みを利用して、業務に関するヒヤリハット事例を教示して、保安意識の向上を図ること。
- ④ 業務用COセンサーの積極的な導入を行うこと。
- ⑤ 災害発生時の緊急連絡網や緊急時の点検・復旧体制について再確認を行っていること。
- ⑥ 災害時の対策マニュアルを作成し、社員への周知徹底に努めていること。
- ⑦ 高齢者宅への声かけ運動を行っていること。
- ⑧ 閉栓カバーの取付促進を行っていること。
- ⑨ 年2回、社内の緊急出動訓練を実施していること。
- ⑩ 夏場時の直射日光による容器の温度上昇防止について注意喚起を行っていること。
- ⑪ 業務用施設に対して、年2回周知を行っていること。
- ⑫ 容器交換時と検針時の2回、供給設備の点検を行うこと。
- ⑬ 毎週朝のミーティングでK・Y活動を行っていること。
- ⑭ 風水害や地震に備え、実際に何ができるのかを考え、災害対策の検討を行っていること。

- ⑯ 業務用換気センサーの設置先すべてを巡回し、その設置状況の再確認と周知文書の配布を行うこと。
- ⑰ ボンベのチェーンや容器の土台について点検を行い、それらの不具合について早期の交換に努めていること。
- ⑱ 地震時の緊急時対応訓練を毎月1回全員参加で実施していること。
- ⑲ ガス放出防止型高圧ホースへの交換に努め、耐震向上対策の推進を図ること。
- ⑳ 最新事例を活かしたＫＹＫ活動を行い、危機意識の向上を図っていること。
- ㉑ 定期的に社内緊急時通報訓練（夜間・昼間）を実施すること。
- ㉒ 地震等発生時の初期活動について、全従業員に対して計画的な保安教育訓練でもって周知していること。
- ㉓ 事故事例の教訓を活かすために、その教訓が想定されるＬＰガス設備に対して現場において直接、設備改善の指導を行うこと。
- ㉔ 独居世帯などに対して声かけを行い、ＬＰガスの使用に関する注意喚起を行うこと。
- ㉕ 毎月1回、月の最終日に防災訓練を実施して、緊急事態時の即応体制等について確認を行うこと。

4 その他自主保安対策の実施項目

実施項目	その他
販売所数	77

その他の自主保安対策に関する取組状況について

- ① 質量販売の消費者に対しては現場確認を行って、法令違反の有無についてチェックすること。
- ② 10年以上経過したコンロや給湯器に対して調査を行い、センサー付きＬＰガス機器の買い替えの促進を図ること。
- ③ 顔の見える販売店であることに努めていること。
- ④ 集中監視システムを設置して、24時間の安全安心体制の推進を図ること。
- ⑤ 保安台帳等を再確認して、設備の更新等による老朽化対策を進めていること。
- ⑥ 閉栓カバーの取付を促進していること。
- ⑦ 独居老人宅へ安全なガス器具商品の説明を行うこと。
- ⑧ 災害時に備え、防災士の資格取得に努めること。

- ⑨ お客様第一の接客心得に努めていること。
- ⑩ 容器の転落転倒防止措置の徹底と容器の固定化について再確認し、容器の地震対策の向上に努めていること。
- ⑪ 長期停滞容器の管理と業務用施設のCO警報器の設置について管理監督を心がけて、事故防止を期していること。
- ⑫ 埋設管の経年劣化管理の一環として、可能な限り露出配管とすること。
- ⑬ 社内の保安指導員を育成すること。
- ⑭ 保安用機器の期限管理について毎月現場チェックして、その管理に徹底していること。
- ⑮ 年2回以上、メーカーの説明会に参加すること。また、他県のIH対策のイベントに参加し、必要な情報収集に努めること。
- ⑯ 積荷の転落転倒防止、標識及消火器等について毎朝出発時に確認すること。
- ⑰ 最新のガス機器の情報を習得して、お客様との対話に活用していくこと。
- ⑱ 災害発生時の緊急連絡網や災害直後の点検・復旧体制について再確認すること。
- ⑲ 消防署との合同防災訓練の実施
- ⑳ 定期的な独居老人者への声かけ運動の実施